

子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について

子ども・若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）策定に係る部会を設置することを以下のとおり提案いたします。

1 部会について（別紙左側を参照）

検討すべき課題について個別又は集中的に調査・審議するため、以下のとおり、9つの部会を設置する。

(1) 設置の考え方

- 子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会と、特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会を設置する。
- 新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議することとし、平成30年度から平成31年度にかけて集中的に審議を行う。
- 専門的に調査・審議するため、必要に応じて特別委員を設置する。
- 審議内容が複数の部会に関係する場合、共同で部会を開催することを可能とする。
- 新計画策定後に見直しを行い、特に必要と認める部会のみを設置する。

(2) 設置する部会

- ① 子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会
- ② 親子いきいき保健部会
- ③ 幼保推進部会
- ④ 子どもの健全育成推進部会
- ⑤ 教育環境づくり部会
- ⑥ 青少年活動促進部会
- ⑦ 社会的困難を抱える青少年支援部会
- ⑧ 支援を必要とする子どものための部会
- ⑨ ひとり親家庭支援部会

2 共同部会について（別紙右側を参照）

「切れ目ない支援」を実現するために、共通するテーマや課題について、横断的かつ実のある議論ができるよう、以下の条件のもと共同部会を開催する。

(1) 共同部会の考え方

- 審議内容が複数の部会に関係する場合において、会長の決定により、上記①～⑨の部会の中から適当なものを共同で開催する。
- 共同で開催することとなった部会に所属する委員全員が共同部会委員となるが、共同部会の審議内容について、より専門的な知識や経験を有する共同部会委員を会長の決定により選出し、審議内容を適切に調査・審議できる最小限の人数で会議を開催する。

(2) 開催予定の共同部会

- ① 「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会
- ② 「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会
- ③ 「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会
- ④ 「青少年育成に関する総合的支援」をテーマとした共同部会
- ⑤ 「要支援の子ども・青少年対策」をテーマとした共同部会